

特定非営利活動法人 九州バイオマスフォーラム
第5期通常総会議事録

1. 日 時 平成20年6月7日(土) 15:00~16:30
2. 場 所 大津町オークスプラザ ホール
3. 出席者数 21名(内、表決委任者13名)
4. 審議事項
第1号議案 2007年度事業報告並びに決算報告承認の件
第2号議案 2008年度事業計画及び収支予算案決定の件
第3号議案 第四期役員選出の件
第4号議案 借入金最高限度額決定の件
第5号議案 定款変更の件
5. 議事の経過の概要及び議決の結果

(1)開会

定刻に至り、司会者の山内康二氏が開会を宣し、本日の通常総会は本人出席8名、委任状出席13名の計21名であり、正会員38名中21名の出席があったので、有効に成立した旨を告げた後、開会を宣した。

(2)議長および議事録署名人選出

司会者が議長の選出について議場に諮ったところ、司会者に一任するというので司会者が松下修氏を指名したため、全員異議無くこれを承認した。

議長は議案の審議に先立ち、本日の議事の経過をまとめるにあたり議事録署名人2名の選出について議場に諮ったところ、特に意見がなかった。そのため、事務局から宮本孝志氏と中坊真氏を指名し、議場に諮ったところ、全員異議無くこれを承認し、両名もこれを承諾した。

(3)議案の審議及び結果

第1号議案 2007年度事業報告並びに決算報告承認の件

議長は、事務局長の山内康二氏に説明を求めた。山内康二事務局長は、事業報告書(案)と収支計算書(案)を全文朗読の上説明した。また、監事の宮本孝志氏から、事業および会計の監査について、適正かつ公正な会計処理および業務の実施がなされていると報告があった。議長がこの報告案を議場に諮ったところ、異議なく原案どおり承認可決された。

第2号議案 2008年度事業計画及び収支予算案決定の件

議長は、本件議案について、第3号議案及び第4号議案を一括審議することとし、中坊理事に説明を求めた。中坊理事は、事業計画書(案)と収支予算書(案)を全文朗読の上説明した。

議長が、これらの案に対して議場に意見や質問を求めたところ、事業内容や方針について出席者から以下のような意見や質問があった。

質問1(宮本氏) 監査を行った際に気づいたことだが、補助事業の経理書類は民間の経理書類に比べてかなり煩雑で手間がかかるという印象を受けた。新しい事務局体制に変わる中で、事務作業についてはどのように対応していくのか?

回答(中坊氏) 基本的に日常業務の中でしっかりと事業ごとの仕分けと証憑類の書類をそろえていけば、それほど大きな負担にならない。6月~7月はそれほど大きな支出はないので、その間に日常業務の中でこなせるように、体制を整えたい。

質問2(松下氏) NPO法人は、本来収益事業で得た利益を非営利事業に回していくのが普通だが、今回の予算案では利益を出せていない。今後どのように収益事業を展開していくのか?

回答（中坊氏） ナマケモノクラブやグリーンピースなどの他の有名なNPOでは、その団体のロゴマークが入ったTシャツなどのグッズを販売し、収益につなげている。これまでは、NEDOなどの非営利事業に人員がとられ、そういったオリジナルグッズや物品販売に手が回らなかったが、将来的には補助金などの依存度を減らすうえでも、自主事業を展開していきたい。

その後、議長は第2号議案の事業計画および収支予算について会場に諮ったところ、異議なく原案どおり承認可決された。

第3号議案 第四期役員選出の件

議長は中坊理事に第4期役員の改選案について、説明を求めた。中坊理事は、第4期役員については、第3期役員に継続して就任していただく予定について、全文朗読のうえ説明した。役員を選出について、議長が会場に諮ったところ、異議なく可決された。

議案の採択後、議長が休憩の時間をとることを説明した。その間に、第4期役員が集まり、臨時の第1回理事会を開催し、互選で理事長・副理事長・事務局長を選任した。理事会閉会后、すぐに議長が総会の再開を告げ、第1回理事会により、理事長 薬師堂謙一氏、副理事長 大津愛梨氏、事務局長 中坊真氏が選任されたことの報告があった。それをうけて、薬師堂新理事長があいさつを述べた。

第4号議案 借入金最高限度額決定の件

議長は中坊事務局長に借入金最高限度額について説明を求めた。中坊事務局長は、補助事業や委託事業に伴って、総事業費の半額に相当する3100万円について銀行からの短期借入れが必要になることを、全文朗読のうえ説明した。

議長が、借入金限度額について会場に諮ったところ、異議なく可決された。

第5号議案 定款変更の件

議長は中坊事務局長に定款の表記の変更について説明を求めた。中坊事務局長は、事務局長の交代と事務所移転に伴って、下記の通り定款の変更が必要になることを、全文朗読のうえ説明した。

<変更前>

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県阿蘇市的石1537番1グリーンストック事務局内に置く。

<変更後>

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県阿蘇市一の宮町宮地5816に置く。

議長が、定款の変更案について会場に諮ったところ、異議なく可決された。

(5)閉会

以上をもって、通常総会の議事をすべて終了したため、議長は、午後16時30分に閉会を宣言し解散した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成20年6月 日

議 長 松下 修 印

議事録署名人 宮本 孝志 印

同 中坊 真 印